

平成24年度第2回

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

日 時：平成24年11月22日（木曜日）

午前10時から午前10時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成24年度第2回 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 議事録

日時：平成24年11月22日（木）午前10時から午前10時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：増田 聡 委員 浅野孝雄 委員 奥村 誠 委員
京谷美智子 委員 小林達子 委員 福田 稔 委員

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第2回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。開会に当たりまして、伊藤震災復興・企画部長より御挨拶を申し上げます。

震災復興・企画部長 おはようございます。震災復興・企画部長の伊藤でございます。委員の皆様には御挨拶の機会が無く恐縮しておりました。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年度の大規模事業評価につきましては、仙南・仙塩広域水道の安定供給を確保するため、用水のバックアップ機能を強化する仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業を10月17日に諮問させていただきました。前回の大規模事業評価部会では、専門的な見地や県民の立場から、連絡管設置後の送水方法や水質保全などについて、御意見、御提言をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。前回の部会で御指摘のありました事項につきましては、後ほど担当課から説明させていただきますが、県といたしましては、頂戴しました御意見等を十分に踏まえて、適切に事業を実施してまいりたいと考えております。

本日は、次第にございますように、前回の審議結果を基に、答申案について御審議いただく予定となっております。答申案がまとまりましたら、知事に答申いただき、その後、県において、対応方針をまとめるとともに、最終の評価を行い、公表することとしております。

本日の部会は、今年度最後の開催となりますが、増田部会長はじめ委員の皆様方には、毎回熱心に御審議をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。県民生活や県財政への影響が大きい大規模事業につきましては、政策判断の透明性が強く求められておりますことから、今後とも委員の皆様から御指導・御助言を賜りながら、適切に評価を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日から県議会が開会しておりますので、大変恐縮ではございますが、中座をさせていただきますこと、お許しいただきたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。

司 会 本日は、増田部会長を始め、6名の委員に御出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定により定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。なお、井上委員につきましては、所用のため欠席されております。また、西出委員につ

きましても、今朝ほど急遽御欠席との御連絡をいただいております。

次に配付資料の確認をさせていただきます。まず次第です。裏面が出席者名簿となっております。資料1、県民意見の提出状況、資料2、連絡管整備事業に係る追加説明資料、資料3、論点整理表、資料4、答申案をお配りしております。不足している資料はございませんでしょうか。また、評価調書の御持参をお願いしておりましたが、お手元にごありますか。

それでは、会議に入りますが御発言の際には正面にあるマイクスイッチをオンにして、ランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたらスイッチをオフにしてください。あわせてお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、増田部会長をお願いしたいと思います。増田部会長、よろしくをお願いいたします。

増田部会長 おはようございます。前回の議論を踏まえまして、本日は結論を出すということになっております。よろしくをお願いいたします。

それでは、これから議事に入りたいと思います。まず本日の議事録署名委員ですが、今回は奥村委員と福田委員をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に会議の公開の件ですが、本委員会の運営規程第5条に従って、当会議は公開といたします。傍聴の方は、本会議場に示してあります宮城県行政評価委員会傍聴要領に従って、傍聴頂けるようお願いいたします。また、写真撮影、録画等については、事務局員の指示に従って、会議の妨げにならないようよろしくお願いいたします。

それでは、次第の順に従って議事に入りたいと思います。はじめに(1)県民意見の提出状況について、事務局から御説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、県民意見の提出状況につきまして御説明いたします。資料1を御覧ください。

県民からの意見の聴取につきましては、仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業の大規模事業評価調書を10月17日に公表し、県が自己評価をした内容を見ていただく形で実施いたしました。意見聴取期間は、10月17日から11月15日までの30日間で、県のホームページや新聞、ラジオ、地上波デジタルデータ放送、メールマガジンの他、県庁及び各地方振興事務所並びに関係する7つの市役所、10の町役場、県内コンビニエンスストアでのチラシ配布により周知を図り、県民からの意見の提出を呼びかけました。しかし、残念ながら意見の提出はありませんでした。

この仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業は、水道用水の安定供給のためのバックアップ体制整備を目的としており、県民の水道利用に支障を生じるものではないことから、意見が出なかったものと考えております。事務局としては、多くの県民の方々から御意見をいただけるように、今後とも、より効果的な周知に取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

増田部会長 ありがとうございます。ただいまのパブリックコメント等について、何か委

員の方から御質問ございますか。

こういった意見募集を行っているというのが、なかなか広く伝わらない面もあるかと思いますが、特に意見が無かったということですので次に進みたいと思います。

それでは、議事の（２）仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業の審議に進みたいと思います。前回の部会では、評価調書の記載内容について、いくつかの指摘事項がございました。特に、管路の耐用年数と実際の経過年数について、老朽化という表現は整合が図れていないのではないかという御意見もありましたので、企業局から追加資料により説明をお願いします。

水道経営管理室

それでは、お手元の資料２に基づいて追加の説明をさせていただきます。部長からもお話がありましたように、前回の部会におきまして、管路の耐用年数と実際の経過年数に対して、老朽化という表現は整合性が図れていないのではないかという御指摘がございました。確かに、我々も文章を読み直してみますと、整合性が図れていないということが確認できましたことから、修正案を作成したものでございます。

資料２の構成ですが、上から順に、調書の要旨、調書本文、付属資料の一部となっております。修正したのは、調書本文の６ページ及び８ページで、それに連動して要旨と付属資料６も一部修正を行っております。

修正の内容でございますが、青字の見え消し線が入っている部分が削除した部分、赤字になっている部分が追加した部分でございます。まず調書の６ページでございます。３の事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうかの記載内容を修正してございます。修正の主旨といたしましては、当初の調書では、東日本大震災と老朽化がバックアップ機能を早期に強化しなければならない理由であると記載してございました。しかし、経過年数からも、まだ老朽化には早いことから、平成２０年度に低区系の軟弱地盤地帯で発生した漏水事故及び昨年の東日本大震災による大きな被害を理由とする内容に修正してございます。

次に調書の８ページでございます。６の事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうかのうち、整備効果の部分について「老朽化が進んでいるので早期に整備を行う必要がある」という記載でありましたが「将来必要となる管路更新においても、今後整備する連絡管を使えば、送水を停止することなく更新が可能である」という内容に修正を行っております。主旨といたしましては、連絡管の整備が将来の管路更新にも効果を発揮するとして、位置付けを修正したものでございます。

以上の変更により、要旨についても改めてございます。４の県の評価について「大規模地震、老朽化などによる漏水事故」といった記載を「大規模地震及び軟弱地盤地帯での漏水事故」という表現に修正いたしました。老朽化という言葉を除いております。修正の意図は、過去に低区系の軟弱地盤地帯で、断水を伴う漏水が発生したことから、老朽化ということではなく、物理的な条件である軟弱地盤地帯という表現に修正を行ったものでございます。

最後のページ、付属資料６の低区系管路のバックアップの必要性については、枠内に老朽化という表現がありましたことから、同様の主旨により修正しております。低区系管路の特徴を３点示しており、これを受けて、「今後、老朽化によ

る管路事故は多くなると予想されることから早急に」という表現だったところを、この特徴により「低区系管路に対するバックアップ体制が必要」といった表現に修正しております。

以上4ヵ所修正を行いました。ただいま御説明しました修正案につきましては、答申をいただいた後に、行政活動の評価に関する条例第10条第1項に基づき当方で作成いたします評価書において反映させる予定でございます。

説明は以上となります。

増田部会長 このバックアップ管の検討が始まった経緯等について、老朽化ではなく実際の漏水事故等を原因とする旨の記述に修正いただいております。特に何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この修正を踏まえて議事の3に進みたいと思います。前回の部会では、概ね事業の実施は妥当ということで意見を取りまとめております。前回の審議内容も踏まえて、答申案の取りまとめに進みたいと思います。資料4として答申案を作成しておりますので、内容につきまして事務局から説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、最初に前回の大規模事業評価部会での審議内容につきまして、簡単に御説明申し上げます。資料3の論点整理表を御覧いただきたいと思います。こちらは、評価調書の項目ごとに、委員の皆様からの御質問、御意見と、それに対する事業担当課の回答を記載しております。御質問、御意見の内容によっては、複数の評価項目に相互に関連するものがございますが、便宜上、最もよく当てはまると思われる項目に整理し記載しております。

その主なものとしましては、連絡管設置による送水方法、既設管路や水質への影響などについて御審議いただいたところでございます。評価調書の老朽化という表現に対する御意見につきましては、先ほど事業担当課から御説明させていただいたところでございます。また、バックアップ機能の確保状況、用水需要の長期的見通し、事業の費用対効果などについても御審議いただいたほか、施工時の安全確保につきましても御意見をいただきました。

審議結果としましては、事業の実施は妥当との方向性が確認されたところでございます。答申案は、これらの審議結果を踏まえ作成いただいております。それでは、資料4の答申案を読み上げさせていただきます。1枚めくっていただきまして、別紙を御覧いただきたいと思います。

仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

事業の実施に当たっては、水道水の安定供給及び水質保全の観点から、連絡管設置に伴う送水方法について十分な検討を行うとともに、布設ルート決定に当たっては、交通状況等の周辺環境にも配慮することとしております。

増田部会長 ありがとうございます。事務局から論点整理表の説明がありましたが、いくつか課題が出ております。一つは企業局の上水道システム全体に関わることですけれども、安定供給や今後の供給体制に係る御質問、御意見がございました。低区と高区の二つから成り立っているシステムを相互に繋ぐということで、若干コストがかかる部分ですけれども、バックアップ管の運用も含めた安定供給についての御意見だったと思います。その際に、漏水や水質の問題など、いくつか検討すべき課題が出ております。水質については、水を逆方向に流すことによる錆等の剥がれの問題や、水が滞留することによる水質の劣化について質問がありましたが、これは管理の仕方によって対応できるということでした。次に送水方法について、これも運用の中で逆流をなるべく抑止する方法が採れるということでした。また、実際にこの工事を行う際には、道路を通行止めにする等、人々の日常生活に支障が出る部分もあるということで、特に通学路等との関係について指摘がありましたので、文章中には交通状況等となっておりますけれども、周辺の状況に配慮して欲しいという内容でございます。

以上の内容を踏まえて、御質問、御意見があればよろしく申し上げます。

それでは、修正等の御意見が無いようですので、仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業の答申については、原案の通り決定したいと思います。なお、文言等の軽微な修正等が生じた場合には、部会長一任ということで対応させていただきますのでよろしく申し上げます。

また、知事への答申については、12月17日を予定しておりますが、部会を代表しまして私から行いたいと思います。

予定していた議題は以上ですが、委員の皆様、ほかに何かございますか。

京谷委員 パブリックコメントについてですが、前回の審議では広報誌に掲載されたという回答もあったかと思うのですが、今回は広報誌には掲載されていないということで、こういった内容はできれば広報誌にも載せた方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。

企画・評価専門監 今回は市町の広報誌には掲載できなかったのですが、前回平成22年に比べて、広報媒体を増やしております。例えば新聞では、前は河北新報だけだったのですが、全国4紙にも拡げております。また、地上波デジタル放送にも掲載を行っております。意見募集のチラシ配付につきましては、今回は関係市町の市役所、役場でも配付しております。また、県の地方振興事務所については、これまでは関係する地方振興事務所だけだったのですが、今回は全事務所を対象として配付しております。このような形で、幅広く意見を募るよう取り組んだところでございます。

京谷委員 努力されているのが今の回答で分かりました。それで、チラシの配付に関しては手渡しする形なのか、置きっ放しで自由に取る形なのでしょうか。

企画・評価専門監 自由に取っていただく形でございます。

京谷委員 コンビニエンスストアでも配付されているということですが、コンビニに何回

か行っていますが、気の付く場所に置いていないのか、私が気付かないのか、なかなか見つけられません。効果の面を考えると、このチラシの配付の体制というのがどうなのか、少し疑問に思います。

企画・評価専門監 コンビニによっては置いていない店舗もございます。チラシの配付も、直接手渡しするのが好ましいと思いますが、なかなか難しい面もございますので、サンクス、ローソン、ファミリーマートに置いて見ていただく、取っていただく形としております。

京谷委員 枚数はどのぐらいになりますか。

企画・評価専門監 1店舗10枚で、合計4800枚でございます。

京谷委員 チラシの効果よりも、やはり広報紙に載せていただくことを検討いただければと思います。

企画・評価専門監 広報誌への掲載にも努めてまいりたいと思います。

増田部会長 御歳暮などのチラシに紛れて見つけ出すのが難しいのかもしれませんが。市町村の広報誌の発行サイクルを把握しておいても、1ヶ月以上も前に原稿を出さなくてはならないといった厳しい状況もありますが、適宜掲載できるよう御検討いただければと思います。ほかにございますか。

奥村委員 インターネットのところが気になるのですが、この時代なので利用を積極的に進めていかなければならないと思いますが、今の県ホームページのシステムにおいて、ある情報について閲覧数はカウント出来るのでしょうか。

企画・評価専門監 掲載しているものにどのぐらいアクセスいただいているかというのは、分からないかと思います。

これまでの意見の提出状況を見ますと、前回平成22年度は対象案件が3事業で、その中に大島架橋事業がありました。全部で23件の意見がありました。大島架橋事業は20件を占めておりました。買い物が不便であるとか、救急医療に対する不安を解消して欲しいといった日常生活において不便、不安に思っていることについて、事業を早く実施して欲しいという御意見がございました。これは推測ではございますが、対象事業によって提出数が違ってきておまして、その事業に対して日頃から関心が高いかどうかによって、意見の提出数に違いが出てくるのではないかと考えています。

増田部会長 インターネットでも、こちらから情報を取りに行かないとそのサイトにたどり着かないことがありますので、日頃から県民があまり気にしていないような内容については、難しい面もあるかと思ったりもしております。随分前に、県のホームページの情報提供についての検討部会もあったように思いますが、カウンターを付ける等出来ることがあれば検討していただいて、広報システム全体に関係

することだと思しますので、どこで検討するかは分かりませんが、問題提起があったことをお伝えいただければと思います。ただいまの件についてはよろしいでしょうか。

それでは、事務局に戻しますので、よろしく申し上げます。

司 会 御審議ありがとうございました。本年度の大規模事業評価部会は、予定どおり本日の開催が最後となります。来年度の開催予定等については、あらためて御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、平成24年度第2回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を終了いたします。本日はありがとうございました。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人 奥村 誠 印

議事録署名人 福田 稔 印